

墨田区消防団運営委員会次第

令和3年7月13日(火)
10時00分～11時30分
墨田区議会第1委員会室

開 会

1 委員長あいさつ

《山本墨田区長》

2 審 議

これまでの審議経過及び最終答申(案)について《向島消防署警防課長》

3 その他

4 閉 会

墨田区消防団運営委員会（第4回）

令和3年7月13日（火）

午前10時00分～午前11時30分

墨田区議会（17階）第一委員会室

墨田区消防団運営委員会答申書骨子（案）

1 趣旨

近年、気候変動等の影響により、超大型で猛烈な台風の接近や線状降水帯に起因する局地的豪雨などによる風水害が発生している中で、消防団の活動体制・避難所支援等の対応・装備資器材の不足・分団本部施設の充実などの課題が抽出されたところである。

このことから、水災時において消防団員が効果的に活動するための方策について答申するものである。

2 災害状況に応じた参集及び任務班の編成

令和元年の台風第19号は、大きさや強さ、交通機関の運行状況等を考慮して、東京消防庁管下全域に水防第3非常配備態勢が発令されたことから、特別区消防団の約半数の消防団員を招集した。また、台風が関東に接近する10時間以上前に水防第3非常配備態勢が発令されたことから、参集した消防団員は長時間にわたり分団本部施設等で待機することになった。

東京都区部は、東西南北に広く、災害の発生状況も地域差があることや、消防団員は、管内に居住している人が多く短時間で参集することが可能であることから、水防非常配備態勢発令に伴う参集時期や規模については、消防署隊との緊密な連携による情報の共有及び提供をすることで、台風の進路や風雨の予測、地域の実情等を考慮し、消防団長の判断により変更できることが効果的である。

また、任務班の編成についても地形や建物構造等各地域で特性が異なることから、消防団長が消防団ごとに定め編成するものとすれば、現場に即した活動が可能である。

3 水災活動時の教育訓練及び安全管理

水災活動を行うに当たり、市街地に降った雨が処理能力を上回り、河川等に排水できず水があふれる内水氾濫と、堤防の決壊等により水が流入する外水氾濫とでは、洪水の

規模や水防活動が異なることから、内水氾濫と外水氾濫に分けて考える必要がある。

内水氾濫

毎年5月から6月にかけて荒川河川敷等で行われている水防訓練において、積み土のう工法やマンホール噴出防止工法等の都市型水防工法を中心に実働訓練を行っている。また、図上訓練を行うことにより、指揮活動要領や危険要因等の安全管理について技能向上を図っているが、訓練時間や場所の制約により全消防団員が実施することが困難な現状であることから、月例訓練等を有効に活用し図上訓練を定期的実施することで、全消防団員の活動能力及び技術の向上が可能となる。

外水氾濫

外水氾濫時の水防活動は、堤防等からの越水を防ぐ大型土のうや連結水のう等の越水防止が主体となり決壊危険が高まった時点以降では、有効な資器材も無いことから、避難時期を判断するための情報収集、避難時期の判断、避難誘導及び安全管理が主な活動となる。

外水氾濫は、堤防の越水や決壊等により大量の水が一気に氾濫することから、毎年行われている水防訓練では、発生した状況を実際に想定して訓練を実施することは難しい状況である。一方、河川の氾濫による洪水は毎年のように全国各地で発生していることから、図上訓練を実施することで、外水氾濫時の避難時期を判断できるような知識及び技術を習得することが喫緊の課題である。

教育訓練方策

近年技術革新が目覚ましいAR（拡張現実）やVR（仮想現実）技術を活用した訓練環境を整備することで、限りなく現実に近い状況が体験でき、様々な状況の中での危険予知能力や安全管理知識及び技術を習得することが可能となる。

また、現在も活用している東京消防団eラーニングシステムの内容を拡充させ、内水氾濫及び外水氾濫時の水防活動のポイントや安全管理教育の環境を整え

ることで、知識及び技術の習得が可能となるが、現在水防活動に関するコンテンツが少ないため、東京都消防訓練所に様々な災害状況に応じた新コンテンツの作成を促し、充実が図れるよう要望する。

また、幹部研修等においても、水災時に特化した安全管理及び指揮要領等についての内容にも充実を図る必要がある。

東京消防団 e—ラーニングシステムとは 東京都消防訓練所が作成した電子学習システムで、全消防団員が自己学習に活用できるようにパスワードを付与され、何時でも好きな時間、好きな場所でスマートフォンなどの携帯端末及びパソコン等を使い学習できる IT 学習システム。

4 外水氾濫による洪水時における消防団員の避難時期

墨田区は、荒川、隅田川、北十間川、横十間川、竪川、旧中川などの河川を有するとともに、平坦な土地で多くの地点が海拔 0 m 程度である。

内水氾濫の場合は、浸水深も浅く、比較的短時間で解消されることが予想されるため、消防団は被害の軽減を図るための積み土のう工法や住宅浸水防止工法などの都市型水防工法を中心に活動するべきである。

一方、外水氾濫の場合は、浸水が広範囲になるとともに浸水深が深く、浸水時間も長期間になることから、現在消防団に配備されている装備や資器材で、安全かつ十分な水防活動を行うことは困難であり、消防団員の安全についても確保する必要がある。

さらに、墨田区は、ほぼ全域が 1 m 以上の浸水深になることから、住民の広域避難についても考慮する必要がある。

消防団員の安全確保策については、河川の氾濫の危険性が高まった時点で発令される避難指示等により、消防団本部の機能を維持する要員を除く消防団員は、住民の避難誘導活動を行いながら自らも避難することが効果的である。

避難誘導団員は、各避難所に分散して避難している住民を広域避難させる支援をする

とともに、自宅等で避難を躊躇している住民に対し、消防団員が率先して避難行動をする姿を見せることにより避難を促す効果も期待できることから、避難のきっかけになるよう呼び掛け、住民の避難誘導を行いながら、団員自らも一緒に避難を行うことが重要である。

また、氾濫後水が引いた後の災害に備えるためにも可搬ポンプ積載車を避難させることも重要である。墨田区内には、可搬ポンプ積載車を退避させることが可能な非浸水地域が少ないことから、退避時期や退避場所についても検討する必要がある。

分団本部移転団員は、通信資器材などを確保し、消防団本部に集まり団本部機能と分団本部機能を集約し、災害情報の集約、避難状況の確認など消防署隊と協力して情報収集にあたり、団本部の運用にあたる。(各消防団本部はそれぞれの消防署にあり、分団本部よりは安全性が確保されている。)

江東5区大規模水害広域避難計画に定められた広域避難勧告

930 hpa以下の台風が概ね24時間以内に東京湾から神奈川県付近を含む地域へ到達すると予想され、気象庁が高潮特別警報を発表する可能性に関する記者会見を行う場合、又は江東5区に高潮注意報が発表されており、当該注意報において堤防の天端高を越える最高潮位が予測されている場合。

荒川流域3日間積算流域平均雨量が概ね600mmを越える可能性があるとして予想され、江東5区に情報提供があった場合。

江東5区の区長の判断

上記により避難勧告を判断するが、避難先の場所や避難方法は検討中であり、垂直避難を行う場合の建物等についても検討中である。

5 広範囲の浸水による長時間活動などに伴う応援体制

墨田区において外水氾濫が発生した場合は、広範囲かつ長期間の浸水が想定されるこ

とから、現有消防団の消防力だけで対応することは困難である。そのため、(仮称)特別区消防団相互応援協定(特別区内58団)を締結することにより、早期に他の消防団へ応援を要請できる体制を整備するべきである。また、消防団員個々が、自団区域だけでなく東京都区部全体の安全安心を守るという意識改革も必要である。

区内応援

墨田区内には、本所消防団と向島消防団が有り、本所消防団は第4・8分団、向島消防団は第1・2・3・8分団が隣接している。内水氾濫等比較的局所的な水災の場合は、遠方の他の消防分団の応援を受けるより、近接する他の消防分団の応援を受けた方がより効果的な消防活動を展開することが可能となる。この場合、お互いの被害状況を確認するなど消防団本部間の情報を共有する必要がある。

方面内応援

第7消防方面内には、墨田区以外に江東区、葛飾区及び江戸川区に7つの消防団が有りそれぞれの活動を行っている。第7消防方面本部は、方面内の災害状況を各区、所属ごとに取りまとめていることから、被害が出ていない消防団や被害の少ない消防団に対し応援要請の調整を行うことは可能である。より効果的な応援の調整を行うためには、タイミングと規模を見極め、第7消防方面本部を介し方面内消防団に応援要請を行う取り決めを制定する必要がある。

近隣応援

東京都区部には58団の消防団が有り、山の手地区など外水氾濫の危険のない地域にも多くの消防団がある。江東5区は、ほぼ全域が浸水エリアであることから、江東5区の各消防団も大きな被害を受けることが想定されるため、方面を越えた応援体制を構築する必要がある。そのためには、東京消防庁が調整を行うなど特別区内消防団の応援要請を行う取り決めを制定する必要がある。

6 避難所支援等の対応

水防非常配備態勢発令前の避難所開設や早期避難者に対する避難支援については、原則区で対応することとし、消防団は、災害対応に専念すべきである。

しかし、水災時期等を考慮し、熱中症や一般負傷、急病人発生時の対応等に応急手当を実施する要員としてのほか、消防団員の中には町会関係者や学校関係者など地域とのつながりが強い方が多いことから、避難所と分団のつながりや関係性から支援できるところは支援を行えるような体制を確保することも重要である。その場合であっても災害の発生危険の高まる水防第2非常配備態勢の発令以降は、分団本部に参集し災害対応に専念すべきである。

また、災害が発生してからの避難所には定期的に巡回を行い避難者の安全確保に努め、避難誘導等は消防団業務として積極的に実施すべきである。

7 外水氾濫を想定した分団本部スペースの確保及び装備資器材の増強並びに分団本部機能の向上

分団本部スペースの確保

墨田区内にある分団本部における消防団員が待機できるスペースは、標準的なところで約30平米であることから、参集した全消防団員が災害に備え待機することは困難である。

また、隅田川や荒川が氾濫した場合には全ての施設が浸水エリアとなり、全部の施設で1m以上水没してしまう想定となっている。

現在の分団本部施設には、2階建ての分団本部もあるが、本所消防団区域は、1mから3m程度の浸水区域が大半で、1日から3日水が引かず、2階部分に籠城するわけにもいかないため、活動可能とは言えない。

向島消防団区域は、3m以上の浸水区域が大半を占めることから、活動可能な分団本部施設はほぼ存在しない状況である。

また、本所、向島消防団分団格納庫には、資器材が浸水による被害を受けないような保管場所はほとんど確保されていない。このことから、分団本部機能と合わせて分団格納庫の機能維持が確保できるよう検討をする必要がある。

装備資器材の増強

浸水被害発生時の電源確保については、連続運転で5時間から13時間の電力が賄える機能を有する大型の発電機を各分団に配備している。また、墨田区では、平成30年と令和元年に携帯電話であれば1週間程度の充電が可能な常用モバイルバッテリーを全消防団員に配布している。

情報収集や消防団本部との無線交信など消防活動を行う上で電源の確保は非常に重要であることから、浸水時における電源の確保方策について検討する必要がある。

現在消防団には救命胴衣、フロートロープ及び吸水器などの水防活動用の資器材が、数は少ないが配置されている。しかし、逃げ遅れた区民を救助する救助用ボートの配置がないため、早急に水災被害が大きいとされる分団に配備すべきである。また、活動中における安全を確保するために必要な資器材である救命胴衣が全員に配置されていないことから、全消防団員へ救命胴衣の配置を最優先に措置すべきである。

分団本部機能の向上

情報収集体制の確保についても現在はテレビの配置しかされていない。一方、災害発生時に情報収集や配信を行うためのシステムとして早期災害情報システムなどが整備されているが、活用するためにはインターネット接続が必要となる。そのため、より効果的な活動を行うためにもインターネット接続環境(Wi-Fi)の整備や接続ツール(パソコンや携帯型端末装置)を早期に導入すべきである。

8 まとめ

以上、諮問を受けた「水災時において消防団員が効果的に活動する方策はいかにある

べきか」について方針を示したところである。

東京消防庁においては、この方針に基づき施策を体系化するとともに所要の措置を講じ、本答申の実現に努めるよう要望するものである。